

違法製造

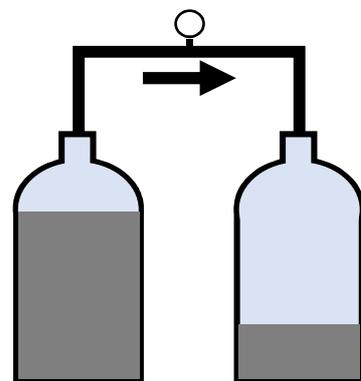
していませんか？

違法販売

1 無届の高圧ガス移充填は違法です！

★一定圧力を超えて空気を充填する行為は、都道府県知事へ許可又は届出が必要です。

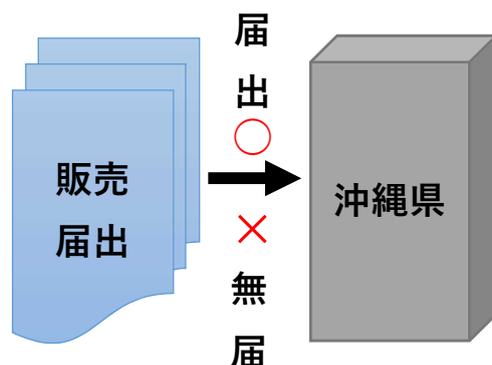
★スクーバタンクからスクーバタンクへの移充填を継続かつ反復して行う場合も、製造行為に該当し、都道府県知事へ届出が必要です。



2 無届の高圧ガス販売は違法です！！

◆高圧ガスの販売は、都道府県知事へ届出が必要です。

◆圧縮空気が充てんされたスクーバタンクを充填業者からレンタルして、顧客に貸し出す場合も、販売行為に該当し、都道府県知事へ販売届出が必要です。



販売所

◆販売事業を営もうとする者は、都道府県知事へ販売事業届出の提出する必要があります。

◆充填所からスクーバタンクを借受・返却した場合は、帳簿にその旨記載する必要があります。

◆お客様へスクーバタンクを貸付・返却した場合も、帳簿に記載する必要があります。

◆お客様へスクーバタンクを貸付した場合は、「周知文書」を書面で交付する必要があります。

充填所

◆販売相手先が販売事業者である場合、相手方が販売事業届出の提出しているか確認する必要があります。

◆販売所へスクーバタンクを貸付・返却を受けた場合は、帳簿に記載する必要があります。

◆スクーバタンクへ高圧ガスを充填した場合は、帳簿に記載する必要があります。

◆再検査期限切れタンク、刻印等のない海外製タンクへの充填は禁止されております。

○漁港などでのスクーバタンクの長時間（2時間以上）の放置や、車両に積載したままでの保管は、法令で禁止されております。

○スクーバタンクを運ぶ車両は、警戒標を掲げてください。

*例として、黒地の板に、蛍光黄で”高圧ガス”と記載したものを車両の前後に貼付する。

沖縄県では、高圧ガス保安法に係る、申請・届出の窓口（連絡先）や、提出方法、「様式」、「提出書類一覧（兼チェックリスト）」、手数料（早見表）などの情報を沖縄県ホームページに掲載しています。

ホームページへは、検索いただくか、右のQRコードからどうぞ！



”沖縄県”、”高圧ガス”、”産業政策課”で検索 → 高圧ガス関係（産業政策課）